

成田空港地域共生・共栄会議 協働事業募集要綱 (令和6年度実施事業)

1. 公募の趣旨

成田空港地域共生・共栄会議（以下「共生・共栄会議」という。）では、成田国際空港（以下「成田空港」という。）を核とした地域振興、観光振興又は景観形成等の地域の共栄に係る取り組みを行っている。

今回、成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町及び神崎町（以下「成田空港周辺地域」という。）の共栄につながる客観的な視点、新たなアイデアやノウハウを集積するため、広く一般から「共栄につながる事業」を募集する。

審査により選定された事業は、事業実施団体及び共生・共栄会議の共栄ワーキンググループ（以下「共栄WG」という。）が協働で実施するものとする。

2. 募集

(1) 対象団体

本事業に応募できる団体は、民間団体等（民間企業、事業組合、特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、独立行政法人、国立大学法人、学校法人等）及び任意団体（本事業を公平かつ効果的に取り組むことができる団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるとともに、事業の実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものをいう。）とし、以下の要件に該当する団体に限る。

- 1 応募しようとする民間団体等及び任意団体は、当該募集に係る年度以前に団体の活動実績が1年以上あること。
- 2 応募しようとする民間団体等及び任意団体の役員に成田空港周辺地域並びに国、千葉県及び成田空港株式会社の職員が含まれていないこと。

(2) 対象地域

成田空港周辺地域（成田市、富里市、山武市、香取市、多古町、芝山町、横芝光町、栄町及び神崎町）

(3) 対象事業

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- 1 成田空港周辺地域の地域振興、観光振興又は景観形成等につながる事業であること。

- 2 成田空港周辺地域の連携の強化に資する事業であること。なお、対象地域のうち2市町以上を含む事業であることが望ましい。
- 3 特定の民間団体等及び任意団体の利益を目的とした事業ではないこと。

(4) 協定書の締結

協働事業の実施に当たり、事業実施団体及び共生・共栄会議は、事業の基本的事項及び負担金に関する協定書を締結することとする。

(5) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(6) 負担金の額

- 1 負担金の額は1事業100万円以下(税込)とする。
- 2 負担金の交付は、当該年度1団体1事業とする。
- 3 同一団体に対する交付は連続3回を上限とする。
- 4 本事業の実施に直接起因して、当該事業を実施する団体が、物品販売収入、参加料、協賛金、広告掲載料等の収益金を収入する場合には、交付対象経費から当該収益金を控除した額(以下「控除後の額」という。)が100万円未満となる場合は、控除後の額を交付限度額とみなすものとする。
- 5 負担金は、事業実施団体が共生・共栄会議に対して3か月毎に下記の資料を提出し、共生・共栄会議において厳格に審査し、支出が適当であると判断された場合、交付することとする。

ただし、共生・共栄会議があらかじめ、特に必要と認める経費については、負担金の額の範囲内で、当該経費の支払い事由発生後、直ちに、当該経費に係る額を交付することができることとする。

- ① 事業収支報告書
- ② 負担金交付申請書
- ③ 交付対象経費に係る領収書

(7) 交付対象経費

本事業に係る費用のうち、交付対象となる経費は、選定された事業の実施に係る以下の経費とする。

- ① 企画運営費(人件費など)
- ② 催事費(イベント会場費、諸謝金、会場設営費)
- ③ 印刷製本費(チラシ・ポスター制作費など)
- ④ 通信運搬費

- ⑤ 広告宣伝費
- ⑥ 地域特産品企画・開発経費（商品パッケージデザイン開発費、試作品制作費、販路開拓のための調査経費など）
なお、本事業に選定された後、事業実施のための準備に必要な経費として共生・共栄会議が認めた場合は交付対象とする。

※ 対象とならない経費の具体例

- ① 本事業に直接関係ない経費（団体の運営費等）
- ② 本事業に選定される前の経費
- ③ 実施期間内に実施されない活動に係る経費
- ④ 国、千葉県、その他行政により別途、補助金、支援金、委託費等が支給されているもの、又は、支給を予定されているものがある場合には、当該部分について対象外の経費となる（二重の支援は認めない）。
- ⑤ 施設整備費等（建物等管理費、建築・土木委託費等）の経費
- ⑥ 備品購入費
- ⑦ 飲食費（作業に伴う弁当、茶菓は除く）
- ⑧ 領収書等により、支払ったことを明確に確認することができない経費
ただし、上記のうち必要な経費として共生・共栄会議が認めた場合は交付対象とする。

(8) 選定事業数

2事業以内（1団体1事業）

3. 応募方法

(1) 提出書類

下記に示す様式に必要事項を記入のうえ、申込み・問合せ先へ、次の(2)に掲げるいずれかの方法により提出すること。様式は、「成田空港地域共生・共栄会議」のホームページからダウンロードできる。

【提出書類】

- 事業提案書（様式1）
- 応募団体概要（様式2）
- 事業計画書（様式3）
- 収支計画書（様式4）
- 誓約書（様式5）
- 定款・会則等
- 会員名簿
- 団体の直近1年間の事業報告・決算書

参考資料（会報、パンフレット等 ※提出は任意）
※その他必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

【応募条件】

- ・事業は、公募の趣旨に合うものとし、第三者の権利を侵害しない内容であること。
- ・公序良俗に反するものは、募集対象外とする。

(2) 提出方法

ア ホームページの場合

提出書類（必要に応じて参考資料）を一式〈電子データ〉で送信する。

イ 郵送または持参の場合

提出書類2部及び電子媒体（CD-R）一式を申込み・問合せ先まで提出する。

※ CD-Rでの提出が困難な場合は提出方法を相談することができる。

(3) 応募受付期間

令和5年9月1日（金）～10月31日（火）必着

(4) スケジュール

令和5年度	9～10月	事業の募集
	11～12月	第一次審査・第二次審査・選定結果の通知
令和6年	1～3月	事業計画の策定
令和6年度	4月	協定書締結、事業の開始

4. 選定方法

(1) 審査における考え方

審査においては、地域の特色を活かした企画であることを高く評価する。また、先進性、実現可能性（実績を含む。）、継続性、波及効果、発展性などの視点を重視する。

(2) 第一次審査（書面審査）

応募があった事業については、共栄WG委員が（1）審査における考え方に基づき書面審査を行い、第二次審査に進む事業を選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション）

第二次審査に進んだ事業の提案者は、共栄WG委員を審査員とする審査会においてプレゼンテーション（提案事業説明・質疑応答等）を行い、審査員は、（１）審査における考え方にに基づき評価し、交付事業を決定する。

（４）事業の決定

- ① 審査員は、プレゼンテーションを行った事業について（１）審査における考え方にに基づき事業の評価を行う。
 - ② 評価の高い事業を交付事業として決定するものとする。
 - ③ 選考結果については、各団体に選考結果通知書により通知することとする。
 - ④ 選定された事業については、事業実施団体と共生・共栄会議が役割分担、経費、成果の帰属等の詳細を協議し、協定書等の文書によって確認する。
- ※ 応募団体の役員又は構成員に共栄WG委員が含まれる場合は、当該委員を審査員に含まないものとする。

5. 実績報告

事業実施団体は、事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内に、下記に示す様式の資料を共生・共栄会議に提出しなければならない。

- ① 事業実績報告書
- ② 事業収支決算書
- ③ その他共生・共栄会議が必要と認める書類

6. その他

事業実施団体には、本事業完了後も共栄WGに参画していただくよう要請する。

申込み・問合せ先

成田空港地域共生・共栄会議 事務局

〒289-1608

千葉県山武郡芝山町岩山113-2

電話 0479-85-7715

FAX 0479-85-7716